第Ｓ－13号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Rw＝49dB）	ＮＰ25＿0.5＿160－4	〃

○国土交通省告示第二百三十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年一月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－20号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝32dB）	ＢＮ－158－Ｎ6.5×18.6	旭・スチール工業株式会社	広島県府中市高木町669番地
第Ｓ－27号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝33dB）	ＢＮ－158－Ｎ6.5×19.4	〃	〃

○国土交通省告示第二百三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年一月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－21号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝31dB）	ＴＫ．ＳＢ－６Ａ（Ｂ－０）＿650－1	株式会社大晃産業	広島県尾道市向島町9515番地の１
第Ｓ－22号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝31dB）	ＴＫ．ＳＢ－６Ａ（Ｂ－０）＿650－2	〃	〃
第Ｓ－23号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝31dB）	ＴＫ．ＳＢ－６Ａ（Ｂ－０）＿650－3	〃	〃
第Ｓ－24号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝32dB）	ＴＫ．ＳＢ－６Ａ（Ｂ－０）＿650－14	〃	〃
第Ｓ－25号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝31dB）	ＴＫ．ＳＢ－６Ａ（Ｂ－０）＿700－1	〃	〃

○国土交通省告示第二百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

珊内川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十三年建設省告示第九百十二号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

北海道古宇郡神恵内村大字珊内村

一九番一地先河川敷	一号
一五六番一	二号
二〇二番一六	三号
一二番一	六号
六二三番地先道路敷	四号及び五号
三八四番地先河川敷	七号
四二一番地先国有地	八号
四二〇番地先国有地	九号
四二〇番	十号
三九三番一地先国有地	十八号から二十一号まで
一九番一地先河川敷	一号
一五六番一	二号
二〇二番一六	三号
一二番一	六号
六二三番地先道路敷	四号及び五号
三八四番地先河川敷	七号
四二一番地先国有地	八号
四二〇番地先国有地	九号
四二〇番	十号
三九三番一地先国有地	十八号から二十一号まで
一九番一地先河川敷	一号
一五六番一	二号
二〇二番一六	三号
一二番一	六号
六二三番地先道路敷	四号及び五号
三八四番地先河川敷	七号
四二一番地先国有地	八号
四二〇番地先国有地	九号
四二〇番	十号
三九三番一地先国有地	十八号から二十一号まで
六八五番一	二十二号
字キバチノ沢　五〇五番地先河川敷	
国有林一〇二四班に小班地先国有地	十一号
国有林一〇二七班い小班地先国有地	十二号
国有林一〇三一班い小班地先国有地	十三号
国有林一〇四七班い小班地先河川敷	十四号
国有林一〇四八班い小班地先国有地	十五号
国有林一〇五三班い小班地先国有地	十六号及び十七号

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

シカノ沢川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十四号までを順次結んだ線及び標柱二十二号と二十三号については、平成二十四年国土交通省告示第千二十九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と五十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道小樽市朝里川温泉二丁目

六九四番二四	一号、二号及び五十二号
六九四番四地先河川敷	三号
六九四番四	四号及び五号
六九五番一	六号
六八九番	七号及び八号
六七九番	九号から十二号まで、三十三号及び三十四号
六六二番一地先道路敷	十三号
六六二番一	十四号から十六号まで及び二十九号から三十二号まで
六六二番一一六	十七号
七〇五番六	十八号、二十二号及び二十三号
七〇五番七	十九号、二十七号及び二十八号
六九九番一	二十号、二十一号及び二十四号から二十六号まで
六六七番地先河川敷	三十五号及び三十七号
六六七番	三十六号
六六八番	三十八号及び四十二号
六六八番地先河川敷	三十九号から四十一号まで及び四十三号
六八八番	四十四号
六九一番	四十五号及び四十七号から四十九号まで
六九一番地先河川敷	四十六号、五十号及び五十一号
六九四番六四	五十三号及び五十四号

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

軍川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道亀田郡七飯町字上軍川

六八五番一地先河川敷	一号及び二号
六八四番一	三号及び四号
六八八番地先河川敷	五号から八号まで
六八六番地先河川敷	九号から十一号まで